

ご確認ください!

棚などに歯科用水銀の残りはありますか?



使わなくなった



歯科用水銀、 歯科用アマルガムの 早期処理にご協力ください

2013年10月「水銀に関する水俣条約」が採択されました。
水銀含有廃棄物の適正処理をお願いいたします。



適正な処理はどうしたらいいの?

歯科用水銀及び歯科用アマルガムを適正に扱える産業廃棄物収集運搬業者、処分業者に処理を委託してください(感染性廃棄物等医療廃棄物の処理を委託する際と同様の流れとなります)。

※歯科用水銀をその他の金属とあわせて貴金属回収業者に処理を委託する際は、産業廃棄物処理業の許可を持つ事業者であることをご確認ください。



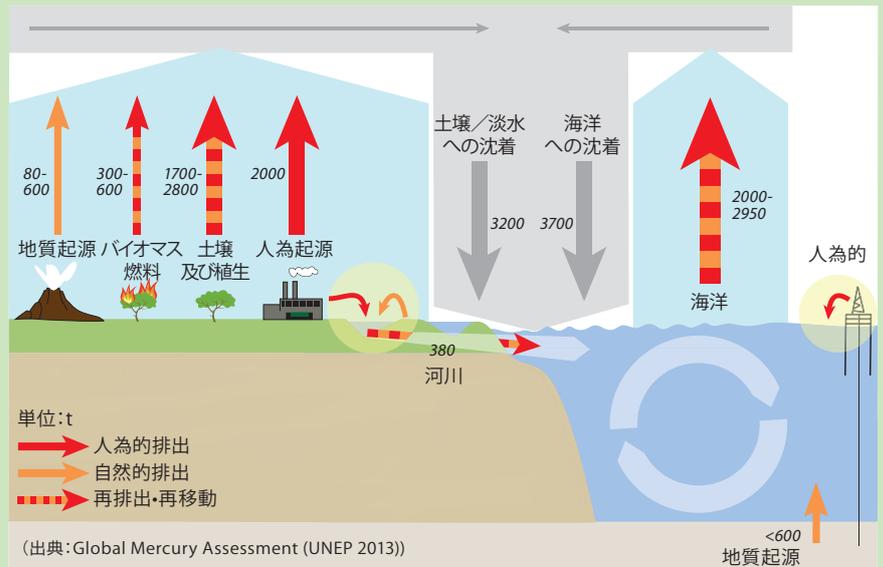
環境省

水俣条約とは？

環境中に排出される水銀（年間5,500～8,900トン）のうち、人為的排出は約30%、自然的発生は約10%、再排出・再移動は約60%となります。

環境に排出された水銀は生物に蓄積し、人や野生生物の神経系に有害な影響を及ぼします。

世界的な取組による人為的な排出の削減が求められ、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。使用しなくなった歯科用水銀及び歯科用アマルガムについては、環境上適正な方法で処分することが求められています。



歯科用水銀と歯科用アマルガムの今後は？

水俣条約は歯科用水銀の使用そのものを禁止するものではありませんが、2013年9月に日本歯科医師会より歯科用アマルガムの廃絶に取り組んでいく旨の見解が出されています。同見解の中で、口腔内に填塞された歯科用アマルガムについて、これまで理工学的性質等に優れた修復材料と考えられており、安定していることから、う蝕の再発等が確認されない限り、原則として除去すべきものではないとされています。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」※に基づき、水俣条約の発効日以降に、(歯科用)水銀等(水銀が全重量の95%以上であるもの)を貯蔵する場合は「水銀等貯蔵者」として、歯科用アマルガム(水銀を0.1重量%以上含むもの)を管理しリサイクルを目的とした売却等を行う場合は「水銀含有再生資源管理者」として、環境の汚染を防止するための措置の実施が求められます。また、同法に基づき、水銀等を30kg以上貯蔵、又は水銀含有再生資源を管理している場合には、実施した措置の内容や量などに関する国への定期報告(年1回)が求められます。

※水銀による環境の汚染の防止に関する法律について：
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

歯科用水銀や歯科用アマルガムの処理については、都道府県や政令市の廃棄物担当課へお問い合わせください。

収集運搬業者、処分業者については産廃情報ネットの「優良さんばいナビ」などを活用し選定することができます。

産廃情報ネット

<http://www.sanpainet.or.jp/>



廃棄物の名称や処理方法、業者名をフリーワードで入力し業区分やエリアを組み合わせることで検索できます。

不要になった歯科用水銀、歯科用アマルガムは適正に処理しなければなりません。
不適正な処理を行った場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により徴収や罰金が科せられることがあります。

環境省 水銀に関するホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>

廃棄物処理についてのお問い合わせ先

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 TEL:03-5501-3157

水銀による環境の汚染の防止に関する法律についてのお問い合わせ先

環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課 TEL:03-5521-8260

[平成28年3月発行]